

新旧対比表

半自動貸金庫規定（タイプA）__生体認証方式

改定前	改定後
<p>12 （貸金庫の修繕、移転等）</p> <p>貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p>	<p>12（貸金庫の修繕、移転等）</p> <p>(1) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、この契約を維持することができなくなった場合には、この契約は当行が店頭ポスター掲示またはウェブサイト掲載による公表その他相当の方法で周知した日をもって終了するものとします。借主は、当行所定の手続をしたうえで、当行が指定する日までに貸金庫を明け渡してください。明渡しがなされなかったときは、当行は格納品を別途管理することができるものとします。また、格納品の別途管理にあたり、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫できるものとし、貸金庫の開庫に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。</p> <p>(2) 前項に定めるこの契約を維持することができなくなった場合であっても、当行が代替となる他の貸金庫を用意することができたときは、当行はその旨を借主に通知することにより、借主が利用する貸金庫を当該他の貸金庫に変更することができるものとします。この場合、当行は内函ごと貸金庫の格納品を取り出し、当該他の貸金庫の所在地に移送し保管します。これにより借主が変更前に使用していた貸金庫の明け渡しは終了したものと扱います。なお、当行は格納品の取り出しに際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。</p> <p>(3) 借主は前項の当行の通知内容に従い当行所定の手続を行うものとします。借主がかかる手続に速やかに応じない場合には、この契約は当然に終了するものとします。この場合、借主は当行所定の手続に従い格納品を引き取った上で、内函を返却もしくは変更後の貸金庫を明け渡してください。</p> <p>(4) 前項の格納品の引き取り等がなされなかったときは、当行は変更後の貸金庫の開庫に加え、貸金庫内函を開封のうえ、格納品を別途管理することができるものとします。また、当行はこれらの取扱いに際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。</p> <p>(5) 第1項および前項の定めにより格納品を別途管理する期間が1年を経過したとき、または保管に過分の費用や負担が生じる等やむを得ないと判断する場合には、当行は格納品を前項の取扱いに加え、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。また、当行はこれらの取扱いに際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。</p> <p>(6) 本条に基づく貸金庫の開庫、内函の開封、公証人の立ち会い、格納品の管理または処分もしくは廃棄、その他の措置に要する費用は借主の負担とします。借主が負担すべき費用が支払われないときは、前条第5項を準用します。</p>